会計規則

（見積書の徴収）

第108条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。ただし、出納局長が別に定めるものについては、この限りでない。

２　前項の見積書は、２人以上の者（出納局長が別に定めるものにあっては、１人）から徴さなければならない。

（契約保証金の免除）

第112条　契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(１)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(２)　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(３)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

 (４)　競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(５)　官公署、政府出資法人又は県出資法人と契約を締結するとき。

(６)　特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約保証金を納付させることが適当でないとき。

(７)　市場を通じて販売するため、卸売業者と販売委託契約を締結するとき。

(８)　物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。

(９)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(10)　一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下（競争入札参加資格者と契約を締結する場合にあっては、100万円以下）であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11)　指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成８年規則34号・20年32号・26年44号・27年104号〕